

有限会社ジャパン観光 安全管理規定
制定・施行日：平成25年12月24日 改定日：平成27年 3月25日

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法
- 第5章 法令で定められた運行管理者が実施すべき業務

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という）は道路運送法（以下「法」という）第22条の2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 一般旅客自動車運送事業に関する業務については、関係法令や運行管理規定の他規定によらなければならぬ。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 当社にとって、輸送の安全確保は事業の根幹であり、安全の確保が最優先にした事業の運営を図る輸送の安全に関する計画策定（Plan）実行（Do）チェック（Check）改善（Act）を確実に実施し安全対策を不斷に見直すことにより、全従業員等が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する必要な費用の支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じて、是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前2条に掲げる方針・施策に基づき、目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全に関する総括責任者である。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- (2) 社長は、輸送の安全に関し安全統括責任者の意見を尊重する。
- (3) 社長は輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次の掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するため企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者・・・役員の中から1名選任する。
- (2) 運行管理者・・・資格保有者の中から選任する。
- (3) 整備管理者・・・資格保有者の名から選任する。
- (4) その他必要な責任者

1、 運行管理者及び整備管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し指導監督を行う。

2、 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統について、安全統括管理者が病気等を理由に本社不在である場合や重大事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。…別紙①

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 役員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括

- 管理者を選任するただし、該当する役員がいない場合は、運行管理者の中から選任する場合がある。
- 1、 安全統括管理者が次のい各号のいずれかに該当することになったときには当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのあると認められると
安全統括管理者の選任及び解任に当たっては、国土交通大臣または、中国運輸局長に届出書をもって届ける。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は次の掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底すること。
- (2) あ輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員等に対し周知徹底を図ること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括すること。
- (8) 整備管理が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全の確保するために、従業員に対しての必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報や共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意志疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠避したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- (1) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- (2) 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知徹底を図るとともに(1)の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- (3) 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣への必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標達成するため、必要となる人材の育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも、1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- (1) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から、事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本の方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度、外部に対して公表する。

(1) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規定は業務に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- (1) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保管する。
- (2) 前項に掲げる輸送の安全に関する体制を確立し、実施するうえで「基本となる記録及び必要と判断した記録」については、3年間の保存とし、「関係法令により、作成が義務付けられている記録」については、関係法令による保存期間に準ずる。

第5章 法令で定められた運行管理者が実施すべき業務

第19条 法令で定められた運行管理者が実施すべき業務

- (1) 車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。
- (2) 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。
- (3) 過労の防止を十分に考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定めた事業用自動車の勤務時間及び乗務時間の範囲で乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- (4) 休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに睡眠に必要な施設を適切に管理すること。
- (5) 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- (6) 乗務員の健康状態の掌握に努め、疾病、疲労、その他の理由により、安全な運転を、又はその補助をすることが
できないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- (7) 運転者が長距離運転又は夜間運転に従事する場合であって、疲労等により、安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- (8) 事業用自動車の運転者に対し、点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し及びその記録を保存すること。
- (9) 事業用自動車の運転者に対し、乗務記録をさせ、及びその記録を保存すること。

輸送の安全並びに事故処理に関する組織体制と指揮命令系統

代表取締役（緊急時対策本部長）



安全統括管理者



中国運輸局保安担当 090-9062-7793

鳥取陸運支局保安担当 090-7374-5845



運行管理者・整備管理者



事故・災害現場・乗務員



事故・災害現場所轄警察署・消防等

